



かわいの家 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 045-954-4500 (午前9時～午後6時)

2. 特別養護老人ホームかわいの家の概要

(1) サービスの種類・事業所名・所在地・事業者番号

サービスの種類	介護予防短期入所生活介護
事業所名	特別養護老人ホーム かわいの家 介護予防短期入所生活介護
所在地	神奈川県横浜市旭区川井宿町 69 番地 1
事業者番号	14732011851

(2) 施設の職員体制 (特別養護老人ホーム併設)

職 種	職員数	内 容
施設長 (管理者)	1 名	従業員の管理、サービス実施状況の把握等施設の管理運営を行う。
介護職員	33 名以上	ご利用者の心身の状況を的確に把握しながらご利用者の施設サービス計画に基づいた介護サービスを行う。
看護職員	3 名以上	ご利用者等の健康チェック等を行うことにより、ご利用者の健康状態の把握と医師の指示による処置を行う。
介護支援専門員	1 名	ご利用者の施設サービス計画書を作成する。
生活相談員	1 名以上	ご利用者及びご家族の相談に応じると共に、適切な施設サービスの提供を図る。
管理栄養士	1 名	ご利用者の状態を把握し、栄養ケア計画書を作成し、栄養管理を行なう。
機能訓練指導員	1 名	ご利用者の個別機能訓練計画書を作成しリハビリの指導を行う。
事務員	1 名以上	施設設備の管理及び環境美化にかかわる業務をおこなう。

(3) 施設の設備等の概要

定員	100名	医務室	1室
居室(個室)	100室	食堂	10室
浴室	一般浴槽 10室	機能訓練	1箇所
	機械浴槽 2室	ユニット談話室	10箇所
喫茶コーナー	2室	面会・談話	2箇所
交流ホール	1箇所	中庭	2箇所
台所	10室		

(4) サービス内容

サービス計画の立案	ご利用者の日常生活全般の状況及び希望も踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。
食事	食事の提供及び必要な介助を行います。
入浴	一般浴と機械浴があります。その日の健康状態により入浴できない場合があります。
介護	ご希望や状態に応じて適切な介護サービスを提供します。
生活相談	利用されているご利用者の気持ちやご家族の要望をお聞きし、納得のいく生活をお過ごしいただくため、何が必要かを皆様と一緒に考えます。
健康管理	サービス利用中の健康管理のための援助を担当職員より行います。

(5) 利用料金

利用料金については、重要事項説明書(別紙)にて定めます。

また、利用料金の変更があった際には、重要事項説明書(別紙)での取り交わしとなります。

3. サービスの利用方法

(1) 利用申込み

①まずは介護支援専門員へお申出下さい。

介護支援専門員よりFAXで受付けております。

②ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

(2) 利用キャンセルについて

キャンセルの場合は、利用開始予定日6日前17時までに施設にご連絡ください。

利用開始6日前17時を過ぎて利用をキャンセルされた場合は、1日分の食費相当額(第4段階の1日分の食費と同額)をキャンセル料として請求させていただく場合がございますことをご了承ください。

なお、キャンセル料については、介護保険負担限度額は適用されません。

4. 契約の終了

(1) ご利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業所に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

(2) 次の事由に該当した場合は、事業所は、ご利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ご利用者が事業所に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ご利用者またはそのご家族が、事業者やサービス従業者または他のご利用者に対して、この契約を継続し難いほどの信頼関係を破壊した言動があった場合
- やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

(3) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合は入所した日の翌日
- ②ご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された日の当日
- ③ご利用者が死亡した場合は、死亡した日の翌日

5. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

事業者（社会福祉法人奉優会）並びに当施設では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していきます。

(2) 個人情報の取り扱いについて

【個人情報の収集、利用及び提供】

1. 介護保険サービス提供にかかわる個人情報は、サービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
2. 個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
3. 個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご利用者または情報提供者の依頼、または同意の無い限り提供することはいたしません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正管理、監督を行って参ります。

以下の個人情報の利用目的の範囲について、本書面をもって同意したものとみなします。

<個人情報の利用目的の範囲について>

1. 事業者が、ご利用者からの依頼に基づいた各種サービスを提供するための利用。
2. 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
3. サービス提供に係わる施設・事業所等の管理運営業務での利用。
4. ご利用者からのご依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、他サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議）、照会への回答。

5. ご利用者の身体に関するご家族への説明。
6. 事業者からのサービス等のご案内をするための利用。
7. 事業者からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。
8. 各事業に関する顧客動向分析もしくは商品開発等の調査分析のため。
9. 行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
10. その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

面会	施設の面会時間は 10:00～16:00 との間とします。 面会は施設で指定した時間内をお願いいたします。面会者は受付に備え付けの用紙に氏名等を記載していただきます。施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定させていただきます。面会時に持参した物品食品、薬品は必ず職員に伝えていただきます。尚、ご家族以外の面会者の場合、ご利用者かご家族に面会可能かどうかの確認を取る場合がございます。
施設、設備の利用	施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長とご利用者と協議の上決定するものとします。
外出	身体の状態を考慮の上、ご利用者のニーズに極力対応しますが、所定の用紙に必要事項を明記の上、提出していただきます。
喫煙	施設内は全面禁煙となっております。喫煙は防災上、固くお断りいたします。
宗教活動	個人の信仰は自由ですが、共同生活において、他の人の迷惑（勧誘等）にならないようお願いします。

(4) 転室について

体調の変化・不穏状態・感染する恐れのある疾患に罹患した等により、居室の変更が必要と判断した場合は、ご本人・ご家族に説明したうえで、居室を変更いたします。ただし、夜間及び急を要する場合は、居室変更後に連絡いたします。

(5) サービス提供の記録等

サービスの提供に関する記録は求めに応じて供し、またはご利用者の実費負担（1枚10円）により、その写を交付します。

(6) 感染症対策

感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を定期的で開催し、予防に努めます。

(7) 事故発生防止対策

事故発生防止指針を定め、事故を防止するための体制を整備しています。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者の健康状態が急変した場合は、別紙の緊急連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等、必要な処置を行います。

7. 非常災害対策

- | | |
|----------|--|
| ① 防災時の対応 | 避難誘導担当をおき、避難誘導、報告をします。 |
| ② 防災設備 | 防火戸、防火シャッター、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、避難器具、誘導灯、連結排水管 |
| ③ 防災訓練 | 防災教育の徹底のため消火訓練、通報訓練、避難訓練、安全防護及び応急救護訓練を実施します。 |
| ④ 防火責任者 | 舛谷 淳子 |

8. サービス内容に関する相談・苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。寄せられたご意見や苦情に関しては、施設長が責任者となって関係機関と相談しながら、申出人と誠意をもって協議し解決に努めます。

- ・担当窓口：副施設長 照川 仁志
- ・電話番号：045-954-4500
- ・受付時間：(午前9時～午後6時)
- ・解決責任者：施設長 舛谷 淳子

上記以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

横浜市担当課 横浜市健康副局高齢施設課

連絡先 045-671-3923

かながわ福祉サービス運営適正化委員会

連絡先 045-312-1121

※年末年始と祝祭日は除きます。

9. 利用者代理人について

- 1 この契約締結時点において、利用者が認知症その他の事由により契約の意味内容を理解することができず、この契約を締結する意思能力がなかったとされる場合においては、この契約は、利用者がこの契約に基づくサービスを受けるために、利用者代理人を（代理人としてではなく）契約者本人として有効に成立するものとし、以降この契約
- 2 前項の場合、利用者がこの契約に基づくサービスを受けたことにより発生する支払債務、その他事業者に対して負う一切の債務を、利用者代理人は、（代理人としてではなく）契約当事者として、自らの債務として負い、これらを事業者に対して支払うものとし、以降この契約
- 3 契約締結後時を経て、利用者が意思能力を失うに至った場合も、以降、利用者代理人となっていた者が、利用者の契約上の契約者としての地位を承継するものとし、以降この契約

約は、利用者が施設を利用してサービスを受けるために利用者代理人であった者を契約当事者として存続するものとします。

- 4 この契約に関して、事業者から発する通知、催告、請求その他の意思表示は、利用者又は利用者代理人のいずれか片方に宛てたものであっても、利用者の意思能力の有無にかかわらず、その双方に到達したものとして同時に効力を生じ、双方に効力を及ぼすものとします。(以下、「利用者又は利用者代理人に対し」と記載されたものは、いずれもこの趣旨として解釈されるものとします。)

連帯保証人について

- 1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）（利用者代理人が契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします）を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。
- 4 事業者が指定する賃貸保証委託契約事業者と契約を締結している場合は、連帯保証人は不要とします。

10. 当法人の概要

法 人 名	社会福祉法人奉優会
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル TEL 03-5712-3770
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業
	(イ) 特別養護老人ホームの経営
	(ロ) 軽費老人ホームの経営
	第二種社会福祉事業
	(イ) 老人短期入所事業の経営
	(ロ) 老人デイサービスセンターの経営
	(ハ) 老人居宅介護等事業の経営
	(ニ) 老人福祉センターの経営
	(ホ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
	(ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
	(ト) 生活困難者に対する相談支援事業の経営
	公益を目的とする事業
	(1) 居宅介護支援事業の経営
	(2) 地域包括支援センターの経営
(3) 敬老館の経営	

	(4) 高齢者住宅生活協力員業務の経営
	(5) 配食サービス事業の経営
	(6) 港区立高輪区民センター運営事業の受託経営
	(7) コミュニティカフェ事業の経営
	(8) 事業所内保育事業の経営

2023年11月1日現在

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護ご利用にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

【事業所】

所在地 神奈川県横浜市旭区川井宿町 69 番地 1
名称 特別養護老人ホーム かわいの家
施設長 舛谷 淳子
説明担当 _____

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意いたしました。

【入所者】

住所 _____
氏名 _____ 印 _____

【利用者代理人】

住所 _____
氏名 _____ 印 _____
続柄 _____

【2023年11月1日】